

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

2020年6月18日更新

法規名称	公布単位	文書番号及び公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他
自動車産業発展政策	国家発展改革委員会	中華人民共和国国家発展改革委員会令第8号 2004-05-21公布、施行	自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイの中外合併メーカーの中国側株式比率は50%を下回ってはならない。株式上場の自動車完成車、専用自動車、農業用輸送車、オートバイ株式会社が国外に法人株式を売却する場合、中国側法人の一つは必ず相対的に株式を支配し、かつ外資法人株の和よりも大きくなければならない。同一の外国投資者は国内に2社以下(2社を含む)の同類(乗用車類、商用車類、オートバイ類)完成車製品合併企業を設立することができる。中国側合併パートナーと共同で国内のその他の自動車メーカーを合併する場合は2社の制限を受けない。国外の法人資格を備えた企業が別の企業を相対的に株式支配している場合は、同一の外国投資者とみなす。		新規投資プロジェクトは以下の条件を備えていなければならない。 1、新設のオートバイ及びそのエンジンメーカーは技術開発の能力と条件を備えていなければならない。プロジェクト投資総額は2億人民元を下回ってはならない。 2、専用自動車メーカーの登録資本は2000万人民元を下回ってはならず、製品開発の能力と条件を備えていなければならない。 3、製品類別を超えてその他の種類の自動車完成車製品を生産する投資プロジェクトは、プロジェクト投資総額(既存固定資産及び無形資産等の利用を含む)が15億人民元を下回ってはならず、企業の資産負債率が50%以内であり、銀行の信用等級はAAAであること。 4、製品類別を超えて乗用車、その他の乗用車類製品を生産する自動車メーカーは自動車製品大量生産の業績を備えていなければならない。最近3年間の税引き後利益の累計が10億元以上で(税務証明を有していること)、企業の資産負債率が50%以内であり、銀行の信用等級がAAAであること。 5、自動車メーカー新設の投資プロジェクトは、プロジェクト投資総額が20億元を下回ってはならず、そのうち自己資金は8億元を下回ってはならない。製品研究開発機構を設立しなければならない。かつ投資が5億元を下回ってはならない。乗用車、大型トラックメーカーの新設投資プロジェクトは、完成車にセットするエンジン生産を含まなければならない。		
自動車製品自動輸入許可証発行管理実施細則	商務部	商務部2004年公告第92号 2004-12-17公布2005-1-1施行					2005年1月1日より、自動車輸入割当許可証管理を廃止し、自動車及び自動車の重要部品を含む自動車製品について自動輸入許可証管理制度を実施する。
外商投資国際海運業管理規定 (2014年改正)	交通部、商務部	交通部、商務部令2004年第1号 2004-02-25公布 2004-06-01施行、交通部、商務部令2014年第8号 2014-04-23改正、施行	外商投資国際船舶運輸企業を中外合併又は中外合作企業の形式により設立する場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。外商投資国際船舶代理業を中外合併又は中外合作企業の形式により設立する場合、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならない。				
外国企業が中華人民共和国国内において建設工事設計活動に従事することに関する管理暫定規定	建設部	建市[2004]78号 2004-05-10公布 2004-06-10施行	外国企業が中華人民共和国国内で建設工事設計を引き受ける場合、建設行政主管部門が公布する建設工事設計資格を有する中方の設計企業を少なくとも1社選択して中外合作による設計を行い、かつ選択した中方設計企業の資格の許可範囲内で設計業務を引き受けなければならない。				
外商投資非商業企業の販売の経営範囲増加に関する問題についての通知	商務部	商資函2005年第9号 2005-4-2公布					外商投資非商業企業は「外商投資商業分野管理規則」に基づいて販売の経営範囲の追加を申請することができる。
商業フランチャイズ管理条例	国务院	国务院令第485号 2007-2-6公布 2007-5-1施行					
外商投資映画館暫定規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部、文化部	国家ラジオ映画テレビ総局令第21号 2003-11-25公布 2004-01-01施行	外資は独資による映画館を設立してはならず、映画会社を組織してはならない。中外合併映画館は、合併中国側の登録資本における投資比率は51%を下回ってはならない。全国のモデル都市(北京、上海、広州、成都、西安、武漢及び南京市)の中外合併映画館については、合併外国側の登録資本における投資比率は最高でも75%を超えてはならない。				合併、合作期間は30年を超えないこと。
「外商投資映画館暫定規定」の補充規定	国家ラジオ映画テレビ総局	国家ラジオ映画テレビ総局令第49号 2005-04-08公布 2005-05-08施行	2005年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土において合併、合作又は独資により映画館を建設し、リフォームし及び経営することが認められた。				
「外商投資映画館暫定規定」の補充規定2	国家ラジオ映画テレビ総局	国家ラジオ映画テレビ総局令第51号 2006-01-18公布、 2006-02-20施行	2006年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土において設立した独資会社が複数の場所で複数の映画館を新築し又は改築し、映画放映業務を営むことが認められた。				
中国銀行業監督管理委員会中国資本商業銀行行政許可事項実施規則 (2017年改正)	中国銀行業監督管理委員会	中国銀行業監督管理委員会令2017年第1号 2017-07-05公布、施行	1つの国外金融機関が発起人又は戦略投資家として1つの中国資本商業銀行に投資する場合の投資比率は20%を超えてはならない。複数の国外金融機関が発起人又は戦略投資家として投資する場合の比率の合計は25%を超えてはならない。				国外金融機関が株式会社制商業銀行法人機構の発起人又は戦略投資家となる場合、次に掲げる条件に合致しなければならない。 (1) 直近1年の年末総資産が原則として100億米ドルを下回ってはいない。 (2) 中国銀行業監督管理委員会により認可された国際格付機構が直近2年間に与えた長期信用格付が良好であること。 (3) 直近2会計年度が連続して黒字であること。 (4) 商業銀行の自己資本比率がその登録地の銀行業の自己資本比率の平均水準に達し、かつ10.5パーセントを下回らないこと。非銀行金融機関の資本総額は、リスク加重資産の総額の10パーセントを下回らないこと。 (5) 内部統制システムが健全であること。 (6) 登録地の金融機関監督管理制度が整っていること。 (7) 所在国(地区)の経済状態が良好であること。

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

2020年6月18日更新

法規名称	公布単位	文書番号及び公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他
映画企業経営資格参入暫定規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部	国家ラジオ映画テレビ総局令第43号2004-10-10公布2004-11-10施行	外資が国内の既存の映画製作単位と映画製作会社を合併、合作により設立することを許可する。外資の登録資本の比率は49%を超えてはならない。国内の会社、企業及びその他の経済組織が国外の会社、企業及びその他の経済組織と合併、合作により映画技術会社を設立し、映画製作、上映のインフラ施設及び技術設備を改善することを許可する。				
「映画企業経営資格参入暫定規定」の補充規定	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部	国家ラジオ映画テレビ総局、商務部令第50号2005-03-07公布、2005-05-08施行	2005年1月1日より、香港、マカオのサービス提供者が中国本土の主管当局の許可を受けた上で中国国内において独資会社を試験的に設立し、国産映画フィルムを配給することが認められた。配給会社の登録資本は100万人民币を下回らない。				
中外合併人材仲介機構管理暫定規定(2015年改正)	人事部、商務部、工商行政管理総局	人事部、商務部、国家工商行政管理総局令第5号2005-05-24公布、2015-4-30改正	外国投資者の独資により人材仲介機構を設立してはならない。外国側合弁当事者の出資比率は25%を下回らず、中国側合弁当事者の出資比率は51%を下回らないこと。				中外合併人材仲介機構の設立を申請する中国側出資者は、成立から3年以上の人材仲介機構であること、外国側出資者も3年以上人材仲介サービスに従事している外国の会社、企業及びその他の経済組織であること、各合弁当事者が良好な信用を有していること。
自動車金融会社管理規則	中国銀行業監督管理委員会	中国銀行業監督管理委員会令2008年第1号2008-1-24公布、施行	自動車金融会社の出資者は、1社以上の自動車金融会社を投資設立することができる。		自動車金融会社の登録資本の最低限度額は、5億元又は相当額の自由兌換通貨とする。登録資本は、(一括で)実際に払い込まれた資本とする。		非金融機関を自動車金融会社の出資者とする場合、次の条件を備えなければならない。 (1)直近1年の総資産が80億元又は相当額の自由兌換通貨を下回らず、年間営業収入が50億元又は相当額の自由兌換通貨を下回らないこと(連結財務諸表による) (2)直近1年の年末の純資産が資産総額の30%を下回らないこと(連結財務諸表による) (3)経営業績が良好で、かつ直近の2会計年度で連続して利益を計上していること (4)参入資金の源泉が真実かつ合法的であること。借入資金によって参入してはならない。他人の委託資金によって参入してはならない。 (5)所在地の法律を遵守し、直近2年に重大な法律違反・規則違反行為がないこと (6)3年以内は保有する自動車金融会社の持分を譲渡しないこと(中国銀監会が法に基づき譲渡を命じた場合を除く)、かつ設立予定の会社の定款に明記することを承諾する (7)中国銀監会の定めるその他の慎重審査のための条件
外資保険会社管理条例実施細則	中国保険監督管理委員会	中国保険監督管理委員会令2004年第4号2004-05-13公布2004-06-15施行	外国の保険会社と中国の会社及び企業が中国国内において生命保険業務の合併保険会社を設立経営する場合、このうち外資の比率は会社の資本全体の50%を超えてはならない。外国の保険会社が直接又は間接に保有する合併生命保険会社の持分は、前項の規定の比率制限を超えてはならない。一方、損害保険については、外国保険会社による独資子会社の設立を認めている。				
外国保険ブローカー会社による外商独資保険ブローカー会社設立の許可に関する公告	中国保険監督管理委員会	中国保険監督管理委員会令2006-12-11公布、施行	外国保険ブローカー会社が法に基づき外商独資保険ブローカー会社を設立することを許可する(設立条件及び業務範囲の制限を除き、その他の制限はなし)。	外資保険機構設立の地域制限を撤廃。			外資生命保険会社が健康保険、団体保険及び養老金/年金保険業務を提供することを認める。
製品油市場管理規則	商務部	商務部令2006年第23号2006-12-4公布、2007-1-1施行	同一の外国投資家が中国国内で製品油の小売経営を30箇所以上(30箇所を含む)のガソリンスタンドで行う場合(ガソリンスタンドの投資建設、持分支配及びガソリンスタンドのリースを含む)において、複数の供給業者の異なる種類、ブランドの製品油を販売するときは、外国側の持分支配を認めない。				
外商投資リース業管理規則(2015年改正)	商務部	商務部令2005年第5号2005-2-3公布、2005-3-5施行、2015-10-28改正			外商投資リース会社の登録資本金は「会社法」の関連規定に合致しなければならない。 外商投資企業の登録資本及び投資総額の関連規定に合致しなければならない。	外商投資リース会社及び外商投資ファイナンスリース会社の外国投資者の総資産は500万米ドルを下回ってはならない。	外商投資によるファイナンスリース以外のリース業企業の設立及び変更の審査認可は、商務部から省級商務主管部門に委譲。
旅行社条例(2017年改正)	国务院	国务院令550号2009年2月20日公布、2009-05-01施行、2016-02-06改正、2017-03-01改正、施行			登録資本の最低限度額についての要求を取り消し	投資者の条件についての特別な要求を取り消し	外商投資旅行社の支店の設立不可の制限を取り消し

中国 外資に関する規制 投資規制緩和 詳細

2020年6月18日更新

法規名称	公布単位	文書番号及び公布・施行日	投資比率	地域制限	最低資本金	投資者の資格	その他
中国銀行業監督管理委員会非銀行金融機関行政許可事項実施規則(2015年改正)	中国銀行業監督管理委員会	中国銀行業監督管理委員会令(2015年第6号)2015年6月5日公布、施行	外資100%又は中国側当事者との合併によるマネー・ブローカー会社の設立を認める	地域制限なし	登録資本金は2,000万人民币元又はこれに相当する自由兌換貨幣を下回ってはならず、払込資本でなければならない。	(1)所在国又は地域において法に従い設立されたマネー・ブローカー会社であること。 (2)所在国又は地域の関連主管当局と中国銀行業監督管理委員会が良好な監督管理合作メカニズムを締結していること。 (3)マネー・ブローカー業務に20年以上従事し、経営が安定し、完備された内部管理制度があること。 (4)良好な社会的名声、信用の記録及び納税記録があること。 (5)最近2年以内に重大な法律・規則違反の記録がないこと。 (6)経営業績が良好で、かつ最近の会計年度で2年連続して利益を計上していること。 (7)マネー・ブローカー・サービスに従事するのに必要な世界的な機構ネットワーク及び通信ネットワークを備えていること。 (8)有効なマネーロンダリング対策を有していること。 (9)5年以内は保有するマネー・ブローカー会社の持分を譲渡しないことを承諾し(銀監会が法に基づき譲渡を命じる場合を除く)、かつ会社定款に明記すること。 (10)中国銀行業監督管理委員会が定めるその他の慎重審査条件。	国外非金融機関中国駐在代表処の設立、変更、終了の審査認可は取り消された。また、国外非銀行金融機関中国駐在代表処首席代表の就任資格についての審査確認も取り消された。
外商投資電信企業管理規定(2016年改正)	国務院	国務院令第333号 2001年12月11日公布、 2008年9月10日改正、 2016年2月6日改正			全国で、又は省、自治区、直轄市を跨る範囲において基礎電信業務を經營する場合の登録資本最低限度額は10億元、省、自治区、直轄市の範囲内の基礎電信業務を經營する場合の登録資本最低限度額は1億元とされる。		
外資利用業務の更なる遂行に関する若干の意見	国務院	国発[2010]9号					「外商投資産業指導目録」のうち投資総額(増資を含む)が3億米ドル以下の奨励類、許可類のプロジェクトは、「政府が審査確認する投資プロジェクト目録」において、国務院の関連部門による審査確認を要すると定められているプロジェクトを除き、地方政府関連部門が審査確認する。
外商投資証券会社管理弁法	中国証券監督管理委員会	中国証券監督管理委員会令第140号 2018年4月28日公布、施行	合併証券会社の外資出資比率は、国家の証券業の対外開放に関する計画と一致しなければならない。現状51%である。	制限なし	制限なし	(1)所在国あるいは地区において完全な証券の法律および監督管理制度を有しており、関連金融監督管理機関がすでに中国証監会あるいは中国証監会が認可した機関と証券監督管理提携の覚書を締結しており、有効な監督管理の提携関係を保持している。 (2)所在国あるいは地区において合法的に設立された金融機関であり、直近3年の各財務指標が所在国あるいは地区の法律の規定および監督管理機関の要求に合致している。 (3)証券業務の經營を5年以上継続しており、直近3年に所在国あるいは地区の監督管理機関あるいは行政・司法機関から重大な処罰を受けておらず、法律・規定の重大違反の嫌疑により関連機関から調査を受けていない。 (4)完全な内部統制制度を有している。 (5)良好な国際的名声および經營業績を有し、直近3年の業務規模・収入・利益が国際的に上位に位置しており、直近3年の長期信用がすべて高水準を保持している。 (6)中国証監会が規定するその他のブルーデンス条件。	外商投資証券会社とは、以下を指す： (1)国外株主が国内株主と法に基づき共同出資により設立する証券会社； (2)国外投資家が法に基づき内資証券会社の持分を譲り受け・引き受け、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社； (3)内資証券会社の株主の実際支配者が国外投資家になり、内資証券会社から法に基づき変更した証券会社。
『中華人民共和国外資保険会社管理條例』と『中華人民共和国外資銀行管理條例』に関する修正公告	国務院	国務院令第720号 2019年9月30日公布、実施				○改正「外資保険会社管理條例」 (1) 国外保険グループ会社が中国国内において外資保険会社を設立することを認める。 (2) 外資保険会社の設立を申請する国外保険会社につき、「保険業務に従事する期間が30年以上」および「中国国内に代表機構を設立して2年以上」という制限を取り消す。 (3) 国外金融企業の外資保険会社への投資を認める。 ○改正「外資銀行管理條例」 (1) 支店を設立予定の国外銀行に対して、「設立申請を提出する1年前の年末資産が200億ドルを下回ってはならない」という制限を取り消す。 (2) 国外銀行は中国国内において外商投資銀行、外国銀行の支店、あるいは中外合併銀行と外国銀行支店を同時に設立できる。	○改正「外資銀行管理條例」 (1) 外商投資銀行、中外合併銀行、外国銀行支店の業務範囲が拡大される。拡大される業務範囲は「政府債券の発行代理、請戻し代理、売買代理」である。 (2) 国外銀行支店が中国国内公民から受領する1回の預金金額は50万元以上とする。 (3) 国外銀行支店については、国務院銀行業監督管理機構の関連規定に基づき、一定比率の収益資産を有することとする。 (4) 自己資本比率について、所在国あるいは地域の金融管理当局及び国務院銀行業監督管理機構の規定に適合している国外銀行の支店に対しては、「国外銀行支店の運営資金と積立金等の総額における人民元部分がその人民元リスク資産に占める比率は8%を下回ってはならない」という制限は適用されない。
『オンライン配車タクシーサービス經營管理に関する暫定規定』に関する修正公告	交通運輸部、工業・情報化部、公安部、商務部、国家市場監督管理總局、国家ネットワーク安全弁公室	中華人民共和国交通運輸部令2019年第46号、 2019年12月28日公布、実施					外商投資企業は外商投資企業批准證明書を提出しなければならないという制限を取り消す。
『自由貿易試験区における関連行政法規の一時調整実施に関する通知』	国務院	国函[2020]8号	「營業性演出管理條例」の調整内容：外国投資者、台湾地域投資者による独資の演出仲介機構の設立を許可する。中外合併經營の芸能団体の設立を許可する(中国側が持分支配をしなければならない)。 「印刷業管理條例」の調整内容：外資独資による印刷企業の設立を許可する。	「外商投資電信企業管理規定」の調整内容：上海自由貿易試験区の試験政策を全ての自由貿易試験区に拡大適用させる。			